

議案第 22 号

飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

上町農産物直売施設を産業振興施設として位置付けるための改正

飛驒市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例

飛驒市地域産業振興施設条例（平成17年飛驒市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表神岡町農産物直売施設の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----------|-------------------------|--|----|
| 上町農産物直売施設 | 飛驒市古川町 上町1348番地 1 | 休館日 毎月第3月曜日 （月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は翌日） 開館時間 午前6時から午後6時まで | 無料 |
|-----------|-------------------------|--|----|

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

飛騨市地域産業振興施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | | | | 改正案 | | | |
|--|----|-----------|-----|--|-----------------------------|--|-----|
| 本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係） | | | | 本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係） | | | |
| 名称 | 位置 | 休館日及び開館時間 | 使用料 | 名称 | 位置 | 休館日及び開館時間 | 使用料 |
| 飛騨市農林水産物直売・食材供給施設の項～神岡町農産物直売施設の部 略 | | | | 飛騨市農林水産物直売・食材供給施設の項～神岡町農産物直売施設の部 略 | | | |
| | | | | 上町 農産物直売施設 | 飛騨市 古川町 上町 1348番地1 | 休館日 毎月第3月曜日 (月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は翌日) 開館時間 午前6時から午後6時まで | 無料 |
| 以下 略 | | | | 以下 略 | | | |

飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

上町農産物直売施設を産業振興施設として位置付けるための改正

2 改正の内容

朝開町農産物直売施設の老朽化に伴い、道の駅アルプ飛騨古川内において新たな直売所を建設し、産業振興施設として位置付けるため、本条例別表に施設名称、位置、休館日及び開館時間等を規定するもの。

3 施行日 令和3年4月1日